

# 「住宅宿泊管理業者」の登録が始まりました

NO.10



【開発建設部】

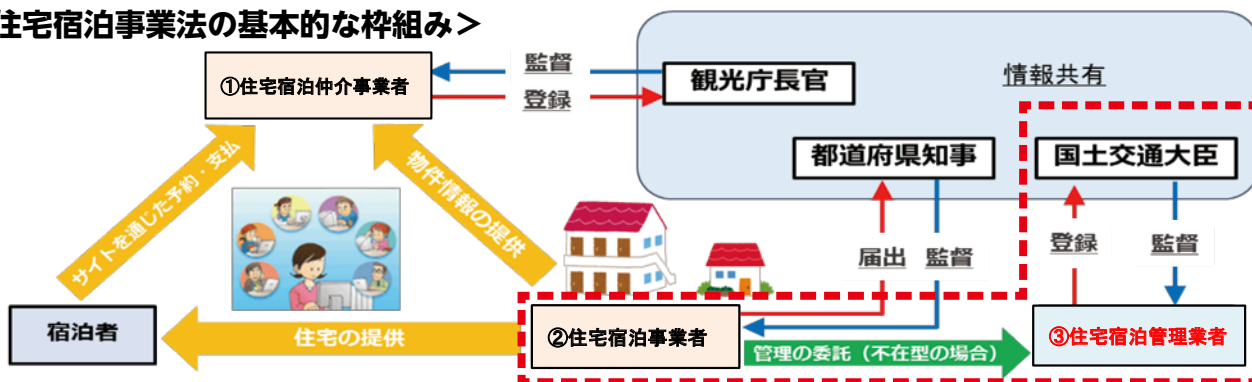
## ～住宅宿泊事業法(民泊新法)に基づく管理業者登録制度～

急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の逼迫、地方部での空き家・空き室等の有効活用に対応するため、「住宅宿泊事業法」が平成30年6月15日に施行されました。

沖縄総合事務局では、国土交通大臣が所管する家主不在型宿泊施設の管理を受託する「住宅宿泊管理業者」の登録及び監督を担当します。

- ①住宅宿泊仲介業者・・・観光庁長官の登録が必要
- ②住宅宿泊事業者・・・都道府県知事、特別区の長、保健所設置市の長への届出が必要
- ③住宅宿泊管理業者・・・国土交通大臣の登録が必要

### <住宅宿泊事業法の基本的な枠組み>



【問合せ先】 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 ☎098-866-1910(内線3175)

# 節水にご協力ください!



【開発建設部】

NO.11

## 水を大切に!!



(写真: 福地ダム)

**ダムの貯水量が平年に比べて少なくなっています**

沖縄渇水対策連絡協議会

(水源情報) <http://www.ogb.go.jp/~media/Files/008/Kaiken/kyoku/kangyo/pdf/sulgen.pdf>

昨年からの小雨傾向により、国・県・企業局管理11ダムの貯水率が6月13日時点で44.7%まで低下しました。  
沖縄気象台発表の「向こう3ヶ月の天候の見通し 6月～8月」によると、降水量は平年並みか少ない予報となっており、今後におきましても水事情が厳しくなるおそれがあります。

一人一人が普段の水の使い方を工夫するなど、**節水へのご理解、ご協力**をお願いいたします。

節水のしかた	
台所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食器や野菜などをあらうときは、まとめてあらいましょう</li> <li>● 水は流したままにしないで、容器に水をためて使いましょう</li> <li>● じゃ口には節水コマを使用しましょう</li> </ul>
せんたく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● せんたく物はまとめてあらい、せんたくの回数をへらしましょう</li> <li>● ためすぎと、だっ水してからのすすぎを心がけましょう</li> <li>● すすぎ水は、そうじ、水まきなどに利用しましょう</li> </ul>
ふろシャワー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● シャワーは短い時間ですませ、こまめに止めるようにしましょう</li> <li>● おふろの残り水は、せんたくやそうじ、水まきに利用しましょう</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大・小の切り替えレバーを使い分けましょう</li> </ul>
洗面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水を流したままのせん面や歯みがきをやめ、せん面器やコップを使いましょう</li> </ul>

(沖縄県企業局HPより抜粋)

【問合せ先】 沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 ☎098-866-1908(内線3566)